



パスポートのオンライン申請について

1 オンライン申請が可能なパスポート(旅券)申請の種類

(1) 新規申請

- ・初めての申請、現在お持ちのパスポートの有効期限が切れている場合

(2) 切替申請

- ・パスポートの残存有効期間が一年未満で、パスポートの記載事項に変更がない場合

(3) 訂正新規申請

- ・パスポートの記載事項（本籍地・氏名等）に変更があり、新たなパスポートの発給を希望する場合

(4) 残存有効期間同一旅券申請

- ・現在お持ちのパスポートと残存有効期間が同一のパスポート
- ・パスポートの残存有効期間が数年以上残っている場合で、査証頁が残り少ない、或いは、本籍地・氏名等記載事項に変更がある場合

(5) 紛失届・旅券紛失届と同時に、パスポート又は渡航書を申請することも出来ます。

(6) 帰国のための渡航書

注意！ オンライン申請の場合、遠隔地在住者対象の特別措置（申請日と同日の旅券交付）は、行っておりませんので、同措置での発給を希望される方は、当館窓口にて申請してください。遠隔地にお住まいの方については、[こちら](#)。

2 オンライン申請の事前準備

(1) オンライン在留届（ORRネット）への登録

- ・既に書面（紙）で在留届をご提出していただいている方もORRネットへの切替手続きが必要です。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

(2) スマートフォンに在留邦人用パスポート申請アプリをダウンロード

- ・パスポート情報の読み取り、顔写真撮影、所持人自署撮影に使用します。

★パスポート申請（海外在留邦人用）スマホアプリのURL ★QRコード [Iphone用](#) [Android用](#)

・App Store: <https://apps.apple.com/app/パスポート申請-海外在留邦人用/id6443712967>

・Google Play: <https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mofa.passport.eap.assistant>

(3) 白紙に黒ペンで自署した紙を用意

* 代筆の場合は、所持人氏名の下に代筆者の氏名を記入してください。

【所持人自署書き方見本】

所持人自署(イメージ)	所持人自署(代筆) (イメージ)	所持人自署(イメージ)	所持人自署(代筆) (イメージ)
日本語 外務 花子	外務 太郎 外務 花子 (母)代筆	英語 HANAKO GAIMU	TARO GAIMU by H. GAIMU (Mother)

3 オンライン申請の簡単な流れ

【ステップ①】

申請者が、オンライン在留届（ORRネット）にログインすると、ワンタイムパスワードが発行されます。ワンタイムパスワードを入力し、再度ORRネットにログインします。在留届メニューから筆頭者、もしくは同居家族の旅券申請を選択します。



【ステップ②】

海外旅券電子申請システム画面に移動した後、質問に沿って進み、パスポート読み取り確認（必要に応じて）、顔写真撮影、所持人自署撮影、申請内容の入力を行った上で、申請を確定します。



【ステップ③】

パスポートの受取り希望公館においてパスポートの発給審査が開始され、補足書類（米国滞在資格確認書類等）の追加提出依頼通知が届きます。

※ 補足書類については、「4 オンライン申請必要書類」を参照



切替申請の場合は、
ステップ④省略

★【ステップ④】

戸籍謄本の原本提出が必要なパスポート申請（新規・期限切れ・記載事項変更等）の場合、「原本提出依頼」の通知が送付されるので、郵送または、窓口に出頭し提出します。



【ステップ⑤】

申請書類審査終了。パスポートの交付予定日についての通知が届いたら領事館HPより交付窓口の予約を取り、パスポートを受取りに領事窓口に出頭します。

4 オンライン申請必要書類

- 上記ステップ②において登録が必要な情報

(対象となる申請)		
(1)	旅券（パスポート）用の顔写真	• 申請全種類
(2)	現在所持している旅券（パスポート）の顔写真のページと同旅券のICチップ 注）アプリでのみ、登録が可能です。	• 新規・紛失以外の申請
(3)	所持人自署（サイン）の画像 (白紙に黒ペンで自署した紙を撮影したもの)	• 申請全種類

※新規及び紛失に係る申請については、パソコンでも申請が可能です。その際には、規格にあった顔写真及び所持人自署画像を準備し、申請過程でアップロードする必要があります。

- 上記ステップ③、申請受付後にオンラインでの提出が必要となる主な書類

(対象となる申請)		
(1)	有効な米国滞在資格を確認できるもの（ 詳細はこちら ） 永住権（グリーンカード）、査証（ビザ）、I-20等 ※二重国籍の方は、米国旅券または英文出生証明書（米国以外で出生の場合は、米国大使館もしくは米国国務省発行の英文出生証明書） ※査証免除（VISA WAVER）で、短期滞在されている方は、ESTA ※グリーンカード紛失・期限切れの場合は、再発行申請中であることを確認できる書類	• 申請全種類
(2)	父母の米国滞在資格	• 未成年者の新規申請
(3)	戸籍謄本（6ヶ月以内に発行されたもの） 戸籍謄本は当館では取得できません。ご自身で本籍地役場に連絡し取得方法を確認してください。 ※以下注意②参照	<ul style="list-style-type: none"> • 新規・期限切れ • 記載事項変更がある 切替申請や残存有効期間同一旅券申請 • 紛失届と同時に 旅券申請 • 渡航書
(4)	帰国便の予約表（Flight Itinerary）	• 渡航書

注意①個々のケースによって、上記以外の書類の提出をお願いする場合がありますので、
補正依頼通知に従って書類の提出をお願いいたします。

例：父母が離婚している場合→未成年の子の親権者確認書類（戸籍謄本、離婚判決文等）刑罰欄に該当している方→Docket Sheet
法定代理人署名がない場合→親の同意書等

注意② 戸籍謄本原本の提出について（※渡航書の申請を除き、戸籍抄本は受付できません。）

- 以下のパスポート申請については、戸籍謄本の原本を郵送、又は領事窓口にお越しの上、提出していただく必要があります。

- ① 新規申請：初めてパスポートを申請する方
- ② 期限切れ：現在お持ちのパスポートの有効期限が切れている方
- ③ 記載事項変更：パスポートの記載事項（氏名・本籍地等）に変更がある方
- ④ 紛失による旅券申請：パスポートの盗難・紛失・焼失により、新たにパスポートを申請する方

- ・戸籍謄本の提出に際しては、必ず、戸籍謄本の余白に、①受理番号②申請者のローマ字氏名をご記入ください。同一戸籍内での同時の申請であれば、戸籍謄本は1通のみの提出で問題ありませんが、その場合、申請者全員分の受理番号及びローマ字氏名をご記入ください。

※戸籍謄本以外に提出を求められている書類については、郵送及び窓口で受理することはできませんので、必ずオンライン上でアップロードしてください。

〈郵送の場合〉

- USPSのPRIORITY MAIL等、トラッキングが出来る方法で送付されることをお勧めします。万一、未着、もしくは紛失となった場合は、戸籍謄本を取り直していただくことになりますので、ご注意ください。

*戸籍謄本の送付先→

CONSULATE GENERAL OF JAPAN
350 S. Grand Ave. Suite 1700
Los Angeles, CA 90071
ATTN: 旅券オンライン申請係

〈受理番号：○○○○○○〉←封筒にも受理番号を記入

〈領事窓口にて提出する場合〉

- ・領事窓口にお越しいただく際には、申請窓口の[オンライン予約](#)が必要です。
(窓口で戸籍謄本を提出されたその日に、パスポートを受け取ることは出来ません。)

5 パスポートの交付について

- ・パスポート申請に必要となる全ての書類が提出された日から5開館日以降にパスポートの受け取りが可能です。戸籍謄本や追加書類の提出が遅れる場合、パスポート発給のための審査が滞り、交付可能予定日が遅れますので、御注意ください。
- ・パスポートオンライン申請の審査が終了後、パスポートの交付についての通知が届きますので、交付のオンライン予約をお取りの上、必ず申請者本人が領事窓口にお越しください。
- ・パスポート受取り時に、受理番号、現有パスポート、[手数料](#)（現金）をご持参ください。

※現在お持ちの有効なパスポートをお忘れの場合、新しいパスポートをお渡しできませんので、
御注意ください。

6 その他注意事項

- ・申請を取り下げる場合は、当館パスポート係まで御連絡ください。